

「Q&A dengan さい実践コース」追補資料

本資料は特に断らない限り、2023年1月10日時点における情報等に基づいて記述されています。

株式会社きんざい 教育研修事業部（編）

株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）は、手形・小切手機能の全面的な電子化に向け、2023年1月10日にでんさいサービスの機能改善を行いました。それに伴い、標記講座のテキストについて、下記のとおり内容を追補いたします。

記

■ でんさいサービスの機能改善の概要

今回行われたでんさいサービスの機能改善は以下の2点です。

なお、いずれも記録請求者の窓口金融機関が対応している場合に限り適用されます。

① 記録請求の制限期間の短縮（Q26 関係）

従来、債務者請求方式における記録請求は「支払期日の7銀行営業日前の日まで」と制限されていましたが、今回の機能改善により最短で「支払期日の3銀行営業日前の日まで」に短縮されました。これにより、「支払期日の3銀行営業日前の日まで」を記録日とする発生記録請求（債務者請求方式）と譲渡記録請求が可能となりました。ただし、この場合、発生記録の債権者による単独取消と譲渡記録の譲受人による単独取消が可能な期間は「支払期日の3銀行営業日前の日まで」となります。

また、これにより、「記録日」から「支払期日の3銀行営業日前の日まで」の期間が「5銀行営業日」に満たない場合、単独取消期間は「記録日」から「支払期日の3銀行営業日前の日まで」となります。

なお、債権者請求方式による発生記録請求の制限は、これまでどおり「支払期日の7銀行営業日前の日まで」です。

② 債権金額の下限の引下げ（Q19 関係）

従来、でんさいを発生させる際の債権金額は最低「1万円以上」でしたが、下限が引下げられ、最低「1円以上」になりました。これに伴い、でんさいの分割譲渡において、譲渡対象となる子債権の債権金額を1万円未満にすることも可能となりました。

ただし、機能改善に対応していない参加金融機関で利用する場合には、従来どおり債権金額は最低「1万円以上」であるため、分割譲渡における子債権の債権金額を1万円未満とすることはできません。

以上